

894

39492



公共高第284号
平成16年11月26日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部
支部長 大崎 博澄

公立学校共済組合貸付規程の一部改正について（通知）

標記のことについて、公立学校共済組合貸付規程が別添のとおり改正されましたので、通知します。

なお、改正の要旨は下記のとおりです。

記

1. 住宅災害貸付けの限度額算定の乗数の改正

公立学校共済組合貸付規程第8条第1項第2号の2中「1.5倍」を
「2倍」に改める。

2. 実施日

平成16年11月22日から実施する。

※ この改正は、新潟県中越地震や台風等で被災された組合員を支援するため行われました。

公本保第290の33号
平成16年11月22日

公立学校共済組合各支部長 殿

公立学校共済組合
理事長 工藤 智規
(公印省略)

公立学校共済組合貸付規程の一部改正等について(通知)

標記のことについて、公立学校共済組合貸付規程を別添1のとおり改正し、事務取扱いを別添2のとおり定めましたので、通知します。

担 当 保健部厚生課貸付係 成田・早苗
TEL 03-5259-5802
FAX 03-5259-5868

公立学校共済組合貸付規程の一部改正について

公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定）の一部を次のように改正する。

平成16年11月22日

公立学校共済組合理事長 工藤智規

第8条第1項第2号の2中「1.5倍」を「2倍」に改める。

附 則

- 1 この改正は、平成16年11月22日（次項において「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の第8条第1項第2号の2の規定は、実施日以後に貸し付ける同号に規定する貸付けの貸付限度額について適用し、改正前の規定に基づいて貸付けを行った貸付けの貸付限度額については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この改正の実施に伴い必要な経過措置その他必要な事項は、別に定める。

「激甚災害による住宅災害貸付け」の事務取扱いの改正について

平成16年11月22日以降の貸付けについては、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 住宅災害貸付けについて、貸付日後に貸付規程附則第4項に規定する「激甚災害による住宅災害貸付け」の要件に該当した場合、貸付日に遡って貸付規程附則第4項から第7項までの規定を適用することができるものとする。
- 2 貸付規程附則第4項に規定する「激甚災害による住宅災害貸付け」の申込み期限について、激甚災害の期間終了後3年以内とすることができるものとする。

公立学校共済組合貸付規程の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(貸付限度額等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2の2) 住宅災害貸付け 前号の規定により算定した住宅貸付けの貸付限度額の<u>2倍</u>に相当する金額(その金額が1,900万円を超えるときは1,900万円)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(以下 略)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(貸付限度額等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2の2) 住宅災害貸付け 前号の規定により算定した住宅貸付けの貸付限度額の<u>1.5倍</u>に相当する金額(その金額が1,900万円を超えるときは1,900万円)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(以下 略)</p>

公立学校共済組合貸付規程の一部変更参照条文

○ 公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定）（抄）

（貸付限度額等）

第8条（略）

(1)・(1の2)（略）

(2) 住宅貸付け 次に掲げる額のうちいずれか高い額（その額が1,800万円を超えるときは1,800万円）

イ 申込人の申込みのときにおける給料月額に、次の表の左欄に掲げる組合員期間に応じ、同表の右欄に掲げる月数を乗じて得た額

組 合 員 期 間	月 数
3年未満	10
3年以上 5年未満	15
5年以上 10年未満	25
10年以上 20年未満	35
20年以上	45

ロ 申込人が申込みのときにおいて退職するとしたならばその者が受けることのできる地方公共団体の退職手当に関する条例又はこれに相当する規則による退職手当（自己都合による退職の場合の退職手当とする。）の額

(2の2) 住宅災害貸付け 前号の規定により算定した住宅貸付けの貸付限度額の1.5倍に相当する金額（その金額が1,900万円を超えるときは1,900万円）

(3)~(9) 略

2~7 略